

東京都立産業技術大学院大学 産業技術研究科

令和8（2026）年度 研究生募集要項

1 研究生の概要

- (1) 研究生とは、個人として特定事項の研究指導を受けることを許可された者をいいます。
- (2) 研究生は、授業科目の履修及び単位の修得はできません。
- (3) 研究期間は、令和8年4月から6か月又は1年とします。研究期間は更新することができます。
- (4) 研究生を志願する者は、あらかじめ研究のための指導教員となるべき教員を定め、その内諾を得てください。各教員の主要研究については、大学案内やホームページを参考にしてください。
※この教員は、研究期間中の指導教員であり、正規課程入学後の指導（研究生として指導教員のPBLに配属される等）が保証されているものではありません。
- (5) 研究生は、学内において研究生身分証明書を携帯してください。また、本学諸規則を遵守してください。

2 募集人員

産業技術研究科 若干名

3 出願資格

個人の資格で研究する者で、次のいずれかに該当する方は出願することができます。

ただし、以下の(3)、(4)、(5)、(6)、(9)、(10)の資格で出願する場合、事前審査が必要となります。詳細は3ページ「4 出願資格の事前審査」の記載を参照してください。

- (1) 日本の大学を卒業した者及び令和8年3月末日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び令和8年3月末日までに授与される見込みの者〔大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び令和8年3月末日までに授与される見込みの者〕
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和8年3月末日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和8年3月末日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者及び令和8年3月末日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月末日までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校的専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び令和8年3月末日までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者〔（昭和28年文部省告示第5号）旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校を卒業した者等〕

- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) その他本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和8年3月末日までに22歳に達する者（詳細は「4 出願資格の事前審査」の記載を参照してください。）

4 出願資格の事前審査

出願資格の要件（3）、（4）、（5）、（6）、（9）、（10）により出願しようとする者については事前に資格審査を行います。事前審査に合格した者のみ、出願することができます。

（1）事前審査基準

次のア及びイの要件を満たす者を事前審査合格者とする。

ア 下記（2）の必要書類について、事前審査委員会の審議において十分な研究経歴、職務経歴、職務実績等を認められること。

イ 「3 出願資格」の（10）により出願する者

次の最終学歴以降の研究期間（専門に関する実務経験年数）等の要件を満たすこと。

最終学歴以降の研究期間（専門に関する実務経験年数）等の要件

（ア）修業年限2年の短期大学卒業者 原則4年以上

（イ）修業年限3年の短期大学卒業者 原則2年以上

（ウ）高等専門学校の卒業者 原則4年以上

（エ）修業年限が2年以上の専修学校の専門課程の卒業者

原則として大学の修業年限（4年）から専門課程を置く専修学校の修業年限を控除し、2を乗じた期間以上の年数

（オ）外国の大学の日本校、外国人学校、専修学校（専門課程を除く）、各種学校その他国内外の教育施設の卒業又は修了者

原則として大学卒業までの最短修業年数（16年）から最終学校卒業又は修了までの最短修業年数を控除し、2を乗じた期間以上の年数

（カ）上記（ア）から（オ）までに掲げる学校の退学者

原則として大学卒業までの最短修業年数（16年）から当該退学または除籍した学校の退学時または除籍時までの修業年数を控除し、2を乗じた期間以上の年数

※退学者もしくは除籍者の修業年数は、取得単位を基に計算しますので、成績証明書および卒業に必要な単位数を記載した書類を必ず提出してください。

※顕著な実績又は特に優れた成果がある場合は、最終学歴以降の研究期間（専門に関する実務経験年数）が満たない場合でも、合格する可能性があります。

（2）必要書類

ア 出願資格（3）、（4）、（5）、（6）、（9）の者

（ア）調査票（本学所定の用紙）

（イ）出身大学の卒業証明書又は卒業見込証明書（日本語又は英語訳添付）

（ウ）出身大学の成績証明書（日本語又は英語訳添付）

イ 出願資格（10）の者

（ア）調査票（本学所定の用紙）

- (イ)最終学歴の卒業証明書又は卒業見込証明書（日本語又は英語訳添付）
(ウ)研究期間（専門に関する実務経験年数）における研究経歴、職務経歴、職務実績等を詳細に示す書類。原則として直属の上司の推薦書等を添付してください。（様式自由）
(エ)専攻の専門分野に関して資格を有する者については、それを証明する書類（独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験の合格証明書等、資格を有することを証明する書類の写しなど）
- (3) 提出期限・提出時の注意
- ア 提出期限
令和8年2月6日（金曜日）
- イ 提出先
東京都立産業技術大学院大学 教育企画・入試係 (E-mail : aiit-kikaku@aiit.ac.jp)
- ウ 提出方法
必ず事前に上記まで連絡の上持参してください。郵送でも受け付けますが、書類に不備がある場合、受理することができませんので注意してください。

5 出願方法・受付期間

令和8年2月16日（月曜日）から同月27日（金曜日）まで<郵送必着>

【送付先】

〒140-0011 東京都品川区東大井一丁目10番40号

東京都立産業技術大学院大学 教育企画・入試係 研究生担当宛て

※書留郵便又はレターパックプラスで郵送してください。

事務室窓口へ提出する場合は、教育企画・入試係まで事前に連絡してください。

6 研究期間

令和8年4月から6か月又は1年とします。研究期間は更新することができます。

7 指導教員の選定

研究生を志願する者は、あらかじめ研究のための指導教員となるべき教員を定め、その内諾を得てください。各教員の主要研究については、大学案内やホームページを参考にしてください。

※この教員は、研究期間中の指導教員であり、正規課程入学後の指導（研究生として指導教員のPBLに配属される等）が保証されているものではありません。

8 出願書類一覧

次の書類を提出してください。

- (1) 調査票（本学所定の用紙）
- (2) 研究計画書（本学所定の用紙）
- (3) 研究生出願同意書（本学所定の用紙）
- (4) 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書（本学所定の用紙・両面印刷）
※氏名欄は手書きで記入してください。
- (5) 最終学歴の卒業（見込）証明書又は大学改革支援・学位授与機構が発行する学士の学位授与証明書
※事前審査で提出済みの場合は、再提出の必要はありません。
- (6) 入学考查料9,800円の「振込証明書（A票）」

※入学考査料は「9 入学考査料の納付について」の記載に従って納付してください。

- (7) 返信用封筒（角形2号の封筒に宛先、氏名を明記）
※切手の貼付は不要です。
- (8) 在留カード又はパスポートの写し（外国籍の方のみ）

9 入学考査料の納付について

入学考査料は、本学指定の振込依頼書を使用し、金融機関の窓口で納付してください。

- (1) 本学指定の振込依頼書は、以下のいずれかの方法で入手してください。

ア 郵送による請求

封筒表面に「研究生入学考査料振込依頼書希望」と朱書きし、長形3号の返信用封筒（110円切手を貼り、返信先を明記）を同封し、次の請求先へ送付してください。

【請求先】

〒140-0011 東京都品川区東大井一丁目 10 番 40 号

東京都立産業技術大学院大学 教育企画・入試係 研究生担当宛て

イ 大学事務室窓口での受領

事務室窓口での受領を希望する場合は、教育企画・入試係まで事前に連絡してください。
原則として、平日 9:00～17:45 のみ対応しております。

- (2) 振込依頼書の氏名等の欄を全て記入し、切り離さず金融機関の窓口に現金を添えて提出してください。
- (3) 郵便局（ゆうちょ銀行含む。）、外国銀行及びネット銀行を除く全国全ての金融機関で振込みで
きます。
- (4) みずほ銀行の本店・支店で振込む場合、振込手数料は不要です。みずほ銀行以外では振込手数
料が必要となります。その際の振込手数料は各自の負担となります。
- (5) 郵便普通為替証書・現金を出願書類に同封し、納付することはできません。
- (6) ATM（現金自動預け払い機）からの振込みはできません。
- (7) 金融機関で受け取った振込証明書（A票）は、出願の際に提出する必要があるので、紛失しな
いように注意してください。なお、金融機関の領収日付印がないものは無効になります。
- (8) 出願受理後の入学考査料は理由を問わず返還しませんので、出願について十分に検討した上で
納付してください。

10 出願上の注意事項

- (1) 受理した書類及び納付された入学考査料は返還することができません。
 - (2) 出願手続に不正行為のあった者は、入学の許可を取り消します。
 - (3) 出願書類に不備がある場合は、受付期間内に補正がなければ不受理となります。
 - (4) 東京都立産業技術大学院大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、外国人等の受入れ
に際し厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する教育等
受けられない場合がありますので、注意してください。
なお、出願書類と併せて、全ての出願者の方に「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び
第2項遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」を提出していただきます。
- ※安全保障輸出管理制度とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、軍事目的に利用可能な貨物（装置・試料等）及び技術を、核兵器等の大量破壊兵器の開発を行って
いる国やテロリスト集団の手に渡さないようにするための管理制度で、日本においては、外
国為替及び外国貿易法（外為法）に従って実施されています。（経済産業省 Web サイト「安
全保障貿易管理」<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>）

11 選考方法

出願を希望する場合は、必ず希望する指導教員に個別連絡・相談をしてください。

希望する指導教員の内諾を得た後、提出された書類により選考を行います。

12 合格者発表

選考結果及び入学手続き書類一式を、3月下旬に郵送します。

13 入学手続

合格者は手続期間内に、授業料を金融機関に払い込み、手続書類を提出（郵送又は持参）してください。手続書類の提出及び授業料の払い込みを行わない場合は、入学を辞退したものとして取り扱います。なお、入学手続についての詳細は、合格後に発送される「入学手続案内」で確認してください。

手続期間：令和8年4月1日（水曜日）から同月8日（水曜日）まで

14 入学考查料及び授業料

(1) 入学考查料

9,800円

(2) 授業料

ア 半年額 173,400円（4月～9月） 月額 28,900円×6か月

イ 年額 346,800円（4月～翌年3月） 月額 28,900円×12か月

(3) 注意事項

ア 授業料の改定があった場合には、改定後の授業料が適用されます。

イ 授業料は、入学手続時に受講期間分をまとめて納付いただきます。

ウ 一度納付された入学考查料、授業料等は返還することができません。例えば、授業料を年額で納入した後、半年で研究を辞退した場合についても返還することができません。

15 個人情報に関する取扱いについて

東京都立産業技術大学院大学の入学選考におけるプライバシーポリシー

- (1) 本学への受験の際にお知らせいただいた氏名、住所等の個人情報については、選考（出願処理、選考実施及び合格発表）及び入学手続きを行うために使用します。また、選考に用いた試験成績は、今後の選考方法の検討資料の作成及び所属変更等に使用することがあります。
- (2) なお、入学者に関する情報は①教務関係、②学生支援関係、③授業料徴収に関する業務を行うために使用します。
- (3) 上記業務において、本学より業務の委託を受けた業者が、個人情報について適正な管理のための必要な措置を講じた上で、その全部又は一部を使用することができます。
- (4) 収集しました個人情報については、東京都立産業技術大学院大学が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。

問合せ先

東京都立産業技術大学院大学 教育企画・入試係 研究生担当

〒140-0011 東京都品川区東大井一丁目 10番 40号

TEL : 03-3472-7889 (直通) E-mail : aiit-kikaku@aiit.ac.jp